

健生食輸発0327第2号
令和7年3月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産レモンのミクロブタニル及びブラジル産いんげん豆のアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年3月19日付け健生食輸発0319第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産レモンのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ブラジル産いんげん豆のアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和6年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産レモンのミクロブタニルについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)のミクロブタニル
- ・ブラジル産いんげん豆のアフラトキシン

2. 別表第3への追加

- ・中国産レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)のミクロブタニル(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ZHUCHENG FUWEI FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)